

## ベビーシッター利用支援（一時預かり利用支援）の拡充について

未就学児を養育する家庭への支援として、ベビーシッターを利用した際の利用料を補助するビーシッター利用支援（一時預かり利用支援）事業について、より支援が必要な障害児及びひとり親世帯の補助内容について、拡充を行う。

### 1 現在の事業内容

- (1) 対象 区内在住の未就学児
- (2) 補助額 午前7時～午後10時 1時間当たり2,500円(上限)  
午後10時～午前7時 1時間あたり3,500円(上限)
- (3) 利用上限 児童一人あたり年間144時間  
(多胎児の場合は、児童一人あたり年間288時間)

### 2 拡充の内容

- (1) 障害児及びひとり親世帯の利用上限時間の引き上げ  
障害児及びひとり親世帯の児童一人あたりの年間利用上限時間を、144時間から288時間へ引き上げる。
- (2) 障害児の補助対象範囲の拡大  
障害児の補助対象範囲を、未就学児から小学校6年生までに拡大する。

### 3 実施予定

令和8年4月利用分から、拡充部分について補助の対象とする。